

人種的排除構造に関する社会学的考察

—リコンストラクション期⁽¹⁾から1960年代までのアメリカ合衆国を背景に—

本田 量 久

1. アメリカにおける黒人排除の三層構造

アメリカ合衆国（以下、アメリカとする）の黒人社会学者W.E.B.デュボイス（1868～1963年）は、「20世紀は、カラーライン（肌の色に基づく境界線）の時代である」（Du Bois 1903: xxxi）と言った⁽²⁾。これは、20世紀初頭になされた指摘であるが、彼の警告は21世紀になっても色褪せていない。都市部における黒人の高い失業率、劣悪な住居環境、家庭の崩壊、高い犯罪率、教育問題（Wilson 1987 21-31）など構造的な問題は今日も解消されていない。また近年では、2000年大統領選挙の際にフロリダ州で起こった黒人の投票権剥奪など（本田 2004: 79）を挙げることができる。更に、このような排除は、自国民にとどまらない。「対テロ戦争」と称される今日のアフガニスタン・イラク戦争では、アメリカによる非白人に対する一連の人権侵害が問題となっている。国内外を問わず、非白人は、アメリカが国民や世界に向けて声高に訴えてきた「民主主義」の恩恵からしばしば排除されてきた。

このように、「アメリカ民主主義」は、その理想との落差ゆえに、今日に至るまで絶えず国内外でその「正統性」を問われてきた。本稿では、時代をさかのぼり、1960年代に至るまでのアメリカ国内の状況を考察対象として、第一に、人種隔離政策や投票権剥奪などの制度的レイシズム、第二に、放火、リンチ、殺人などの社会的排除、第三に、これらの帰結としての被剥奪集団側の自己排除・自己否定をそれぞれ論じ、これらが形成す

る人種的排除構造を明らかにする。なお、人種差別の現象面だけを取り上げる感情的な反米論に陥るのではなく、今日に連なる歴史的連続性をもった人種の序列構造を浮き彫りにしたい。

また、アメリカ国民や連邦政府・連邦議会・連邦裁判所は自国の民主主義に対する自己検証を絶えず行ない、より普遍的な民主主義のあり方を模索してきたという歴史的事実にも目を向けてみたい。人種的排除構造の固定性のみを強調し、「影」と「光」というアメリカの二面性を見落とすならば、アメリカの社会変動とそこに働く力学を適切に説明できないだろう。悲観的な宿命論を超えて、被剥奪集団を包摂した、より普遍的な民主主義を考えるうえで、アメリカが示してきた民主化を考察することは現代的意義があるだろう。

2. 「制度的レイシズム」概念再考

アメリカ南部地域では、1964年公民権法の成立に至るまで、南部諸州政府によって、「肌の色」に基づく政策が「合法的」なものとして展開されていった。南部諸州では、19世紀末以降、交通機関、公的機関、公共施設などでの人種隔離政策が積極的に推し進められていくことになる。その一方、連邦政府は、「南北戦争修正条項」（修正第13条、14条、15条⁽³⁾）にもかかわらず、リコンストラクションが破綻した1877年から、国内の公民権運動と国際的圧力が昂揚する1950年代に至るまで、南部諸州での人種政策に対しては不介入の態度を示し続けた。また、後に述べる連邦最

高裁判所によるプレッシー判決で示された「隔離すれども平等（‘separate but equal’）」原則などは、露骨な人種主義的言説を隠蔽しながらも、アメリカ全土での人種隔離政策を「正統化」し、助長する法的根拠となった。

本論では、このようにして、連邦政府や州政府によって制度化された「合法的」な排除的実践を「制度的レイシズム（institutional racism）」と呼びたい。制度的レイシズムは、①身体的・心理的暴力を用いることなく、「合法的」に特定集団（＝黒人）からさまざまな機会や権利を剥奪する、そして、②白人中心的な支配秩序の「正統性」を構築・再構築する、といった機能を同時に担う点において巧妙な権力装置であり、アメリカにおける人種問題を論ずるうえで重要な概念である。しかし、この概念は十分に検討されることなくアメリカ人種問題に関する研究で用いられている傾向にあるため、この概念の社会学的含意をより明確にする必要がある。

最初に「制度的レイシズム」という概念が提示されたのは、1960年代後半に隆盛した「ブラック・パワー」運動の指導者S.カーマイケルとその共著者C.ハミルトンの『ブラック・パワー』（初版は1967年）においてであった。「黒人個人に対する白人個人による露骨な（overt）行為」と定義される「個人的レイシズム」（Carmichael and Hamilton 1967=1992: 4）に対置するものとして、彼らは「制度的レイシズム」の特徴を次のように論ずる。制度的レイシズムとは、「ある行為を行なう特定の個人という点では、露骨なものではなく、はるかにかすかなものであり、識別しにくいものである」（*Ibid.*: 4）。また、「確立し、敬意を受けている社会内勢力から発生しているため、公的に非難を受けることは少ない」（*Ibid.*: 4）。彼らは、制度的レイシズムの例として、黒人が経済的機会から排除されている状況を挙げている。そこにおいては、個別の人種主義的実践・言説には必ずしも還元できないような、より制度化・構造化された排除システムが作動している、

とカーマイケルらは指摘する。

彼らの「制度的レイシズム」概念は、アメリカ国内の人種問題の研究者のみならず、イギリスのR.マイルズなど海外の研究者にも採用されている。しかし、カーマイケルらの議論は重要な論点を示してくれるにもかかわらず、そこにおける問題点を指摘し、修正を施す必要がある。

第一に、カーマイケルらは、黒人が集合レベルで排除されている構造のあり方を説明する際に、その説明要因を専ら人種に求める立場を採っており、人種とは関係のないその他の構造的要因を十分に考慮に入れていない、という問題点がある。つまり、カーマイケルらの説明では、人種には必ずしも還元できない構造に起因する問題（たとえば、不況に伴う解雇）も制度的レイシズムとみなされる。そして、その他の集団も同様の困難に直面していても、黒人が排除されているという事実が確認されればすべて制度的レイシズムとみなされてしまい（Miles 1989: 54）、この概念自体、意味を持たなくなる恐れがある。

しかし第二に、制度的レイシズムを論ずる際に、カーマイケルらは人種主義的動機という要因を十分に議論したとは評価しがたく、そのために「制度的レイシズム」概念が曖昧なものになっている。彼らは黒人が排除されているかどうかという結果のみを重視する一方、人種主義的な動機や意図を制度的レイシズムの要因とみなしていない（Miles 1989: 54）。しかし、これでは制度的レイシズムとそれとは別種の問題を区別することができない。マイルズが論ずるように、制度的レイシズムの特徴を捉えるためには、その背後にある人種主義的動機を無視することはできないだろう。

ただし、こうした動機は制度的レイシズムにおいて必ずしも明示的なものではない。そこにおいて、通常、露骨な人種主義的言説・実践、また、人種や肌の色など身体的特徴への直接的言及は避けられている。しかし、「それにもかかわらず、人種主義的言説が排他的実践の持続において具体化され、制度化される」とき、その「正統性」を

損なうことなく（更には、法に触れることなく）、制度的レイシズムとして機能することができる（Miles 1989: 85）。

ところで、なぜ「正統性」が重要であるのか。必ずしもマイルズもカーマイケルらも自覚的に論じているわけではないが、A. グラムシが指摘するように、暴力によって強制的に服従を要求するような支配の形態は安定的ではありえない（Gramsci 1971: 276）。長期に渡り安定的な支配関係を維持するためには、支配者・集団や支配関係のあり方に対する何らかの主観的動機づけ、つまりM. ウェーバーがいう「正統性信念」や「自発的な服従意思」を被支配者・集団から引き出さなくてはならない。もちろん、黒人が制度的レイシズムに対して自発的に服従したと考えることはできないが、そこでは人種主義的動機は隠蔽されているため、それに対する黒人からの異議申し立ての妥当性が社会や政治システムに認められにくくなる。それどころか、プレッシー判決の「隔離すれども平等」原則や「州の主権」を盾にした法律論・憲法論を展開することによって、人種隔離政策やその他の制度・政策の「合法性」を指摘し、積極的にその「正統化」を図ることができる。このようにして、制度的レイシズムは効率的かつ巧妙に支配秩序の安定性を維持することが可能になる。

以上、カーマイケルらの「制度的レイシズム」概念の限界について論じた。そして、この議論の帰結として次の指摘をしておこう。すなわち、制度的レイシズムは、自己完結的に機能しているのではなく、社会・生活世界レベルでの人種主義的態度や実践に依存している。この意味において、「法と慣習は相互作用しながら、黒人を彼／彼女らの場所（in their place）にとどめてきた」（Litwack 1999: 239）、「人々の差別的感情は制度の作動の仕方に影響を与える」（Hacker 1995: 33）といった指摘は、一見して静的にみえる排除構造の構築・再構築過程の動態を社会学的に考察するうえで参考になるだろう。第3節、第4

節、第5節では、制度的レイシズムと社会的排除の相互依存性に着目する視点から1960年代に至るまでのアメリカの状況を考察することになる。

3. 制度的レイシズムとしての人種隔離政策

本節では、制度的レイシズムの最も典型的な例として人種隔離政策を取り上げたい。まず、この政策の「合法性」「合憲性」の根拠を確立したプレッシー判決がどのような経緯で下されたかを示しておこう。

19世紀末、ニューオーリンズ発の列車の白人車両に乗車し、座席に座った黒人青年H.A. プレッシーが、退去命令を拒否したために逮捕されるという事件が起こった。彼は、ルイジアナ州によって導入された列車内の人種隔離政策に抗議し、その合憲性を問うために、意図的にこのような行動をとったのである。そして、逮捕されたプレッシーは、アメリカ憲法修正第13条と第14条に抵触するとして、ルイジアナ州の人種隔離政策の違憲性を連邦最高裁判所に訴えた。しかし、敗訴という結果に終わる。白人の場合と同等の公共施設やサービスにアクセスできる限り、黒人は法の下での平等な保護を侵害されたことにはならず、人種隔離政策は修正第14条に抵触しない、という司法判断が下されたのである（Rasmussen 1997: 116）。この1896年のプレッシー判決で示された「隔離すれども平等」原則は、人種隔離政策の背後にある人種主義的言説を不問にする一方で「平等か不平等か」という別種の問題に焦点をすりかえる法的根拠として機能することになる。

それ以降、「隔離すれども平等」原則は至るところで適用されていく。公立学校、交通機関、居住地域、レストラン、公園、病院、墓地、洗面所、エレベータなどにおいて、人種隔離政策が「合法的」に推し進められていった。

そして、法律上の議論に加え、人種隔離支持者は次のようなかたちで人種隔離政策を「正統化」する。ルイジアナ州出身の下院議員は、人種隔離

が人種差別と必然的に同等になるわけではないことを次のように説明する。「〈白人用〉と〈カラード用〉と示してある水飲み場と、〈男性用〉と〈女性用〉と示してある洗面所には相違はない。これは、差異があるという事実を示しているに過ぎない」(House of Representatives 1963: 1741)。つまり、〈男性用〉と〈女性用〉の洗面所が差別を意味しないのと同様、人種的差異に基づく人種隔離政策も差別ではないという本質主義的な議論を展開する。更には、「バージニア州で人種隔離を維持することに関心がある」(弁護士・バージニア州ブラックストーン House of Representatives 1959: 650)と証言する者さえいた。

しかし、以上のような人種統合反対派の主張にもかかわらず、現実には「隔離すれども平等」原則の「〈平等〉の条件などはまったく無視され、〈分離〉のほうだけが一人歩きしてきた」(上坂 1994: 50-51)。このような政策は「隔離で不平等(separate and unequal)」(Litwack 1999: 108)であり、「隔離すれども平等」原則は、「修正第14条に従っているかのようにみせかけるため」の「フィクション」(Kennedy 1990: 178)であった。ただし、「フィクション」とはいつでも、これは単なる「虚構」ではなく、実際には、人種隔離政策の「正統性」を損なうことなく、しかも、「合法的」に人種差別を推し進める機能を果たした。人種隔離政策に伴う人種間の不平等は、特に教育の場において顕著であった⁽⁴⁾。人種統合反対派は、「隔離すれども平等」原則に従って、南部諸州では黒人も白人も平等の教育を享受している以上、公立学校の人種隔離を違法としたブラウン判決(1954年)やそれに基づく連邦政府による南部諸州への介入は、アメリカ憲法が保障する「州の主権」を侵害するものである、と繰り返し主張した。ミシシッピ州選出の下院議員は、ブラウン判決を「専制的だ」と非難している(House of Representatives 1959: 713)⁽⁵⁾。しかし実際には、州からの財政援助額、教育設備、教員への給与などにおいて白人学校と黒人学校の間には大きな隔

りがあった。たとえば、20世紀初頭、ミシシッピ州の黒人子弟は、就学年齢児童の60%を占めたが、彼／彼女らが享受できた州からの学校資金援助額は19%にすぎなかった(Litwack 1999: 108)。また、州の財政困難を理由に、黒人学校が設立されない、または、廃校になる地域もあった。黒人学校を廃校にしたアラバマ州の政府関係者は、「地域住民に予防接種をするために、学校への財政資金はなくなってしまった」と説明した(白人学校は通常通りに運営されていたのだが)(Litwack 1999: 108)。20世紀中葉に至るまで、黒人が学ぶ、または、黒人を教育するということは社会的に「逸脱行為」とされたが、南部諸州政府は修正第14条に抵触する恐れのあるこのような人種主義的な言及を避けるうえで、財政不足は黒人学校を廃校にする「合理的」な理由となった。

4. 黒人の投票権剥奪

人種隔離政策と同様に、黒人の「合法的」な投票権剥奪も制度的レイシズムに数えることができる。たとえば、識字試験⁽⁶⁾は、投票権登録拒否の理由として「肌の色」そのものへの言及を避けながら、黒人から「合法的」に投票権を剥奪することを可能にする「装置」であった(Litwack 1999: 227)。

もちろん、識字試験は人種的に中立的に執行されたのではなかった。第一に、教育における人種隔離政策の結果、黒人の教育環境は極めて劣悪であり、黒人の識字率は著しく低かった。SNCC(学生非暴力調整委員会)の指導者R.モーゼスは、「私たちは、1ヵ月半の間にミシシッピ州レフロアの500人以上の黒人を有権者登録に連れていったが、その内、400人以上は有権者登録申し込み用紙に記入できないほど識字能力に問題があった」(House of Representatives 1963: 1260)と指摘する。つまり、教育制度における人種隔離政策が、黒人を政治的参加の機会から排除する重要な

機能を担っていた。AFL-CIOのメンバーは、公聴会の証言で、いみじくもこのような構造を「一種の組み込まれた差別 (built-in discrimination)」（House of Representatives 1963: 1144）と呼んでいる。

第二に、識字試験の結果は登録官の恣意的な自由裁量によって決定されていた。識字能力のいかんにかかわらず、黒人有権者登録申請者は、「tの文字が正しく交差されていなかったり、またiの点が適切に打たれていない」などのささいな間違いで「不合格」とされることが少なくなかった (Carmichael and Hamilton 1992=1967: 104)。トルーマン大統領によって創設された公民権委員会⁷⁾は次のように報告している。「FBIに対する陳述で、(識字能力の欠如を理由に、黒人申請者の有権者登録を拒否した) 登録官は次のように主張している。『彼の有権者登録を認めなかったのは、憲法を讀解する彼の能力が欠如していたからではない。専らこの国における黒人の投票権剥奪に基づいて決定したのである』」(The President's Committee on Civil Rights 1947: 39)。このような有権者登録官の態度は、「ホワイトハウスにはいくつ窓があるか」(Kennedy 1990: 156) といった解答不可能な出題内容にも反映されている。

以上、具体例を示しながら、1960年代に至るまでのアメリカにおける制度的レイシズムを考察してみた。アメリカ憲法や法律においてはすべての人が平等とされていても、現実はそのようではなかった (Kennedy 1990: 167)。ここで論じたように、制度的レイシズムは、巧妙に法の抜け道を探り、身体的・心理的暴力や露骨な人種主義的言説を避けながら、「合法的」な黒人排除を巧みに展開し、白人人種主義者のみならず、差別の対象となる被剥奪集団にさえ現存秩序の「正統性」の承認を強制する権力装置として機能を果たしてきた (もちろん、彼／彼女らは必ずしもその「正統性」を黙認していたわけではない)。

5. 社会的排除：アメリカ社会・生活世界における人種主義的言説・実践

だが、こうした制度的レイシズムやそれに「合法性」を賦与した政治システムは、自己完結的に機能しているわけではない。上述したように、それらは、社会・生活世界レベルでの人種主義的言説・実践と連動しながら機能したのである。そのため、制度的レイシズム、もしくは、社会レベルでの人種差別を切り離して論ずるならば、被剥奪集団を排除する重層的な構造を十分に理解することはできない。人種的排除構造の再生産過程、および、その力学を適切に理解するためには、政治システムと社会・生活世界の間の双方向的な関係性に着目する政治社会学的視点が重要になる⁸⁾。

たとえば、連邦議会上院での1964年公民権法案審議の際、南部民主党議員が75日間にも渡りフィリバスターを執行するなど必死の抵抗を繰り返したが⁹⁾、南部民主党議員が連邦議会内でこういった態度をとれたのは、選出区の白人有権者が彼らを再び連邦議会に送り出してくれるという期待があった、もしくは、そうしなければ、再選できないという不安があったからである (本田 2002)。先にも述べたように、長い間、南部地域の多くの黒人は投票権を剥奪されており、フォーマルな意味での政治的影響力は行使できなかった。そのため、南部諸州の議員や州知事は、再選を果たしたいという動機から、投票権を剥奪された黒人の利害よりも白人有権者の支持を調達できる人種隔離政策を積極的に推進する道を選んだのである。こうした事例が示すように、人種主義的言説・実践を制度化する政治システムと、それを支持し、人種主義的言説・実践の「正統性」を見出そうとする南部白人社会の間には、強い相互関係性が作用していた。

以下、こうした政府の人種政策を積極的に支持し、また、それを強く要請した南部地域における社会・生活世界レベルでの人種に関する言説と実

践について考察してみたい。

まず、人種主義的言説であるが、奴隷貿易の時代から維持されてきた「白人優越論 (white supremacy)」は、奴隷制度や人種隔離政策を「正統化」する理由としてしばしば語られた。19世紀に進化論と結びつきながら勢力を広めていった優生学は、脳容積や知能指数などを「科学的根拠」として、黒人が白人よりも人種的に「劣等」であることを「証明」しようとした (Du Bois 1945: 45; 1946: 37)。このような生物学的・遺伝学的な「劣性」に基づいて、「黒人への教育の可能性はかなり制限されていると確信をもって主張する白人がいた」 (Litwack 1999: 92)。そして、こうした言説を本気で信じた (または、信じようとした) 白人人種主義者は、「黒人は政治的、社会的、身体的に、白人社会に同化することはできない」 (Woodward 1974: 18) とし、人種隔離政策の「正統性」を訴えた。

しかし、実際には、奴隷解放以降、白人人種主義者よりも高い学歴をもった黒人や、経済的・社会的に成功した黒人が現われるようになる。生物学や遺伝学に基づく人種主義的言説が科学的妥当性を欠いていたことは明らかであった。それでも、「白人優越論」が特に南部地域において流布したのは、逆説的だが、白人人種主義者が黒人の能力に脅威を感じていたからといえるであろう。ここに「白人優越論」の自己矛盾がある。「もし本当に黒人は知能において先天的に限界があり、そのため彼／彼女らは劣位に永遠にとどまっているのならば、白人は恐れることは何一つないのである」 (Litwack 1999: 92)。誰よりも「白人優越論」に呪縛されていたのは白人至上主義者であったのかもしれない。

そこで、黒人の成功という現実と直面した白人人種主義者は、「白人優越論」的なイデオロギーの自己矛盾を解決し、黒人に対する白人の優越性を証明しなければならなかった。一つは、すでに上述したような制度的レイシズムによって、黒人からさまざまな権利を「合法的」に剥奪し、社会

的、政治的、経済的成功の機会から排除するというものである。もう一つは、社会・生活世界レベルでの差別や身体的・心理的暴力によって黒人を抑圧するというものである。

まず、20世紀中葉に至るまで、南部地域においては、黒人に特定の行動を暗黙のうちに要求する「人種間作法 (interracial etiquette)」があった (Litwack 1999)。具体的には、歩道では黒人は白人に道を譲らなくてはならない、黒人男性は白人女性に話しかけたり接触してはならない、黒人が白人と話すときには相手に敬意を示すsirを使わなくてはならない、黒人は自分の能力 (識字能力など) や経済的成功 (自動車や華美な服装など) を隠さなくてはならない、バスなどに乗車するときは、黒人は白人に順番を譲らなくてはならない、といった黒人市民に一方的に課された暗黙の行動規範があった。

特に、黒人の行動規範としてタブーだったのが投票権登録や投票権の行使であった。政治参加に対するタブーの背景には、①「投票は白人のものだ」 (Kennedy 1990: 150) という白人側の政治的特権意識と、②政治参加による黒人の権利意識の増大や「白人優越論」的言説への挑戦に対する白人側の警戒心があった。

たとえば、SNCCによる有権者登録運動に参加したモーゼスは、有権者登録の手続きをするために二人の黒人を郡役所へ連れていった際、一人の白人に襲われ8針を縫う傷を負ったことを公聴会で証言している (House of Representatives 1963: 1249)。また、1951年のH.ムーア暗殺も有権者登録運動参加者にとって大きな衝撃であった。ムーアは、フロリダ州にあった黒人組織「進歩的投票者連盟 (Progressive Voters' League)」の議長であったが、就寝中に自宅をダイナマイトで爆破され、黒人の有権者登録運動に積極的に参加した妻とともに暗殺されている (Kennedy 1990: 161)⁽¹⁰⁾。

このように、人種間作法、または、白人から期待される行動規範を黒人が逸脱した場合、もしくはその疑いがある場合、白人人種主義者か

ら放火やリンチ・殺人——公民権団体「公民権会議」は、国連への請願書『虐殺を非難する』のなかで153件の殺人を取り上げて、アメリカにおける「大量虐殺」を糾弾している（The Civil Rights Congress 1951を参照）——などの制裁が発動された。こうした法文化されていない風習や制裁は、「白人には自分たちは優れている、黒人には自分たちは劣っている、ということを絶えず気付かせる」ように機能した（Kennedy 1990: 205-206）。

だが、制裁の目的は、黒人の逸脱者本人を罰するにとどまらなかった。たとえば、リンチによるみせしめは、「黒人コミュニティ全体への警告」（Litwack 1999: 13; またはHacker 1995: 202を参照）であり、恐怖によって、人種主義的規範を繰り返し黒人の身体と心に刻み込む「公的儀式（public ritual）」（Litwack 1999: 285）として機能した。

以上のような、人種間作法や白人中心社会における人種主義的な規範、言説、実践は、人種隔離や黒人の投票権剥奪といった制度的レイシズムを潤滑に機能させる基盤であった。他方で制度的レイシズムは、こうした社会・生活世界レベルでの黒人差別を助長した。制度的レイシズムと社会・生活世界レベルでの差別や身体的・心理的暴力は、相互に依存しながら、強化しあったのである。

6. 「アンクル・トム」的態度

しかし、こうした環境要因に加えて黒人排除を更に強固なものにしたのは、人種主義的言説・実践に対する黒人側の甘受の態度であった。つまり、こうした言説や実践は白人のみならず、黒人にもその「正統性」を承認させ、白人中心社会にとって支配しやすい「二級市民」や「劣等人種」を作り上げることに成功したのである。黒人の間で肌を白くする薬品や髪のをストレートにする薬品などが人気を博していったのは、抑圧的な環境での社会化過程の中で、黒人が「黒人で

あること」に対して抱くようになった「劣等感」や「自己否定」の現われであろう（Wright 1956: 185-188を参照のこと）。

また、「白人優越論」に基づく社会的・制度的条件に組み込まれ、どんなに努力をしても成功する見込みがない、また、何らかの行動をとることで白人中心社会の制裁が発動されることを経験的に黒人はよく理解していたため、実際にはさまざまな能力を持ちあわせているにもかかわらず、勉強する、投票権を獲得・行使する、経済的に成功するといった黒人のアスピレーションは大きく損なわれたのである。結局、さまざまな成功の機会から自らを排除し、更に黒人の劣等感を助長することになった。黒人は先天的に能力が欠如していたのではなく、そのように信じ込まされたのだが、それはまさに白人中心社会の中で心身に刻み込まれた、「習得された無能力（learned inability）」（Poussaint 1991: 134）であった⁽¹¹⁾。

結局、公民権運動が本格的に展開を始めた1950年代に至るまで、多くの黒人は社会のあり方や自分たちを取り巻く現状を変革しようという意識を持つに至ることなく、白人中心社会に「適応」する道を選択した。白人中心社会に対して「従順」で「卑屈」な態度をとる黒人は一般に「アンクル・トム」と呼ばれる。S.ケネディが揶揄して「生命を賭けた一票」と記すような、投票権の行使が黒人にとって文字通り命懸けである状況（Kennedy 1990: 158-159）を考えると、「アンクル・トム」的態度をとることは生存戦略としては「合理的」であったと考えるべきだろう。

しかし皮肉にも、黒人は、そのような選択をすることによって、意に反して、人種主義的言説・実践の「正統性」を承認し、その再生産に加担することになる。このような「共犯関係」を警告して、1960年代に公民権運動を率いたキング牧師は次のように語った。「不正なシステムを受動的に受け入れるならば、そのシステムに協力することになる。そして、被抑圧者は、抑圧者と同様に罪を犯すことになるだろう」。つまり、キング牧師

は、アパシーと罪 (sin) を同列に扱ったのである (Sitkoff 1981: 55)。

だが、R.ダールも指摘するように、客観的にみて不平等な社会的・政治的・経済的条件が存在していても、被剥奪集団は必ずしもその変更を求めるわけではない。黒人は、所与の状況を不当だと感じるとは限らないし、またその「正統性」に疑問を感じないかもしれない。また、その「正統性」に疑問を抱いても、憤慨を感じるに至らないかもしれない。最後に、制度的レイシズム、そして、社会・生活世界レベルでの人種差別によって、黒人は、異議申し立てをするための資源（経済的資源、人的資源、情報力、投票権を含む公民権など）にアクセスできないということもあろう。こうした何重ものハードル、つまり、個人レベルでの意思ではどうしようもできない構造的制約を乗り越えるまでに、多くの黒人は挫折し、現状に妥協することになる (Dahl 1971: 95-101; 本田 2001)。

7. 排除の構造:「合法的カースト・システム」

ここまで、制度的レイシズム、社会的排除、「アングル・トム」的態度についてそれぞれ論じてきた。ここで指摘しておきたいのは、これらはそれぞれ自己完結的に機能しているわけではない、ということである。これらは相互に複雑に絡み合いながら、黒人排除の構造を形成しているのである。デュボイスは、いみじくもアメリカの人種的排除構造を「合法的カースト・システム」(Du Bois 1945: 71)と呼んでいる⁽¹²⁾。

また、これは、後のアメリカ人種問題研究に強い影響を残したG.ミュルダール『アメリカのジレンマ』(1944)で展開された「悪循環」理論と近い視点になろう。「悪循環」理論は次のように要約できる。「黒人の先天的劣等は証明不可能であるが、社会的につくりだされた劣等は明白な事実であるとされる。黒人の隔離は、この〈事実〉をつくりだした原因と同時にその結果でもあ

る。〈中略〉これは、更に劣等を拡大し、これが差別への衝動を強化する。そして、劣位が力説されるようになる。これが永遠に続くのである」(Aptheker 1971: 39)。つまり、黒人排除の構造を作動させる原因と結果は明瞭に区別できないため、この構造的連鎖を断ち切る解決策を打ち出すことは不可能であるという悲観的展望をミュルダールは示した。彼の「悪循環構造」理論を参照して、人種的排除構造を図式化するならば、図1のようになろう。

特に、黒人差別問題の歴史において、社会・生活世界レベルでの黒人排除は根深く、また、最も高い障壁であることが分かる。事実、1957年公民権法では、黒人の投票権剥奪の法的な禁止が明記されたが、投票権登録や投票をしようとする黒人に対する白人人種主義者の悪質な嫌がらせやリンチ・殺人は相変わらず続いた。また、トルーマン政権による軍隊の人種統合(1948年)、ブラウン判決とそれに基づく公立学校の人種統合、公民権コミッションによる南部地域での実態調査、一連の公民権法成立など、連邦最高裁判所、連邦議会、連邦政府は黒人側の公的異議申し立てに対して公民権政策を展開して何らかの応答を示したのに対して、1960年代に入っても、南部白人社会(そして南部諸州政府)は暴力と抑圧をもってして黒人を服従させようとした。

本田創造は次のように述べている。「アメリカ黒人差別制度がたんなる法律上の差別ではなく、したがって、また公民権法というような法律による人種差別の禁止だけで、この国の黒人問題が解決できるものではない」(本田 1964: 192)。また、ケネディ大統領は、さまざまな対立と混乱を経たのち、二人の黒人学生がアラバマ州立大学に入学した1963年6月11日の夕方、ホワイトハウス執務室からアメリカ国民に向けたテレビ演説の中で、アメリカ人種問題を「道徳的危機 (moral crisis)」であると述べ、次のように訴えている。「繰り返すが、法律だけではこの問題は解決できないのだ。あらゆる地域で、あらゆるアメリカ人の家で

解決されなくてはならない問題なのだ」。

しかし、だからといって、こういった主張が、「いずれにせよ法律は大した結果を及ぼさない」という現状維持的・宿命論的な立場に必然的に帰結するわけではないことを指摘しなくてはならない (Woodward 1974: 102)。上の本田創造やケネディによる主張は、アメリカ国民の意識変革とそれに伴う社会変革の切迫性を含意しており、だからこそ、アメリカ民主主義のあり方を問ううえで大きな批判的意味を持ってくるのである。他方、アイゼンハワー大統領は、「法律だけでは、人の心を変えることはできない」と繰り返し、人種隔離政策への不介入の態度を正当化した。このような彼の主張は批判的意義を持たないどころか、逆に南部地域における人種差別を助長することになった。

いずれにせよ、アフリカ黒人が奴隷として強制的にアメリカ大陸に連れてこられた1619年以降、長い年月を重ねながら社会全体、そしてアメリカ国民の心と身体に浸透していった人種の排除構造

は、政府や法律による介入や黒人による積極的な運動によってそう簡単に解消できるものではなかったことは確かである。

8. 民主化の可能性を巡って：1964年公民権法との関連から

しかし、1964年公民権法と1965年投票権法の成立が、人種差別の改善に大きな貢献をしたという事実を否定してはならない。前者は、市民の投票権の保護、公共施設における人種差別の禁止、雇用における人種・宗教・性による差別の禁止と均等雇用機会コミッションの設立、人種差別に関する法務長官の権限拡大を、後者は、有権者登録の際の識字試験や投票権の行使を妨げるような制度の禁止を明記した。もちろん、黒人を取り巻く問題の改善は課題として残されたが、これらの法律のアメリカ政治史上の意義は大きい。少なくとも、制度的レイシズムや人種差別全般の禁止を法的に定めたことによって、ミュルダールが論じた

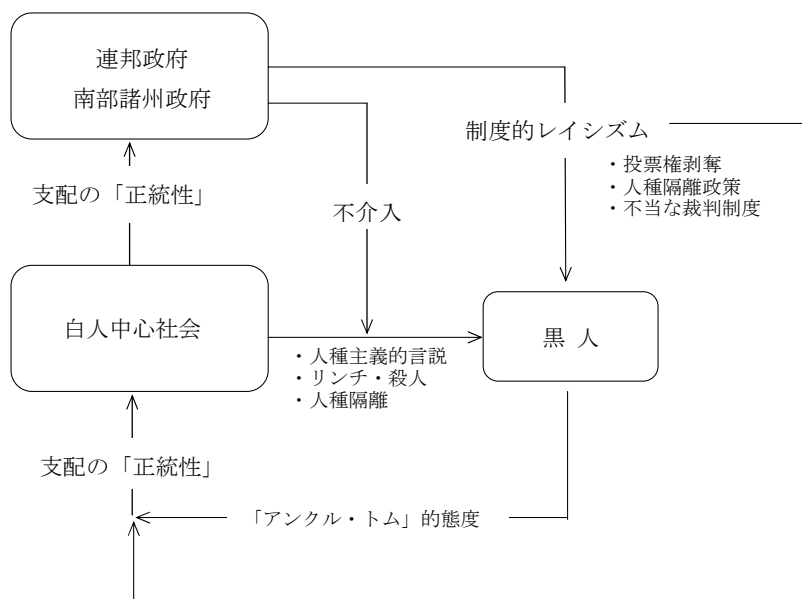


図1 アメリカにおける人種主義的排除の循環構造

「悪循環」の連鎖を緩めたといっただろう。

だが、1950、60年代の民主化過程の力学を把握するためには、公民権法や投票権法の成立による成果を言及するだけでは不十分である。これらの法律がどのようにして成立し、一定の成果をもたらすことができたのか、その背景の説明が要求されよう。なぜなら、法律がアメリカ社会の現実を無視した一方的なものであれば、それは社会に対して実効性をもちえなかったし、また、アメリカ社会が人種差別撤廃を要請することがなかったならば、これらの法律は成立しえなかったといえるからである。公民権法と投票権法の成立とその後の実効性は、社会の安定を図ろうとする連邦議会・連邦政府の統治戦略と人種差別撤廃を求めるアメリカ社会の民主化圧力が結びついた結果と考えるべきであろう。

そこで、公民権法案を巡って1963年に司法委員会で開催された公聴会に着目してみよう⁽¹³⁾。公聴会は、被剥奪集団を含む市民にとっては、連邦議会に対して問題提起や立法・政策上の提言を

行なう場として機能する一方、連邦議会や連邦政府にとっては、社会的・政治的・経済的矛盾の所在を明らかにして、その解決を図るという統治戦略上、重要な補助機関として機能する。つまり、公聴会は、アメリカ社会と連邦議会の双方向的なコミュニケーションを媒介しながら、現実に即した法律の作成・修正を可能にしている（本田2000）。

まず、法案反対派の証言者の構成をみてみよう。これは、①南部民主党議員、②南部諸州の州知事、③南部諸州の司法長官や弁護士など法律の専門家、専ら南部出身者から構成されている。証言内容は、本稿のなかでもたびたび引用したが、①人種隔離政策の「正統性」を主張するもの、②人種差別の存在を否定し、南部地域への政府介入の合法性と正統性を問うもの、③政府介入によって、逆に人種問題が悪化すると警告するもの、④「州の主権」と「個人の自由」を侵害する公民権政策は「アメリカ民主主義」に反すると主張するもの、⑤アメリカ人種問題に対する国際批

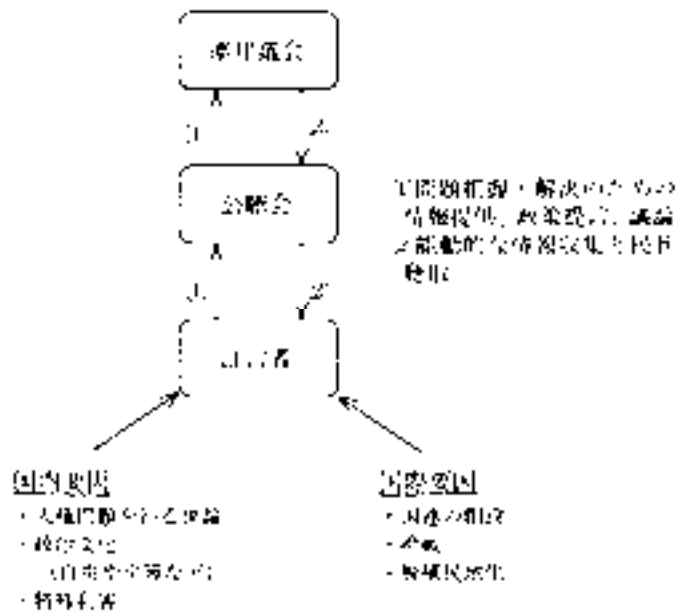


図2 民意伝達媒体／能動的な情報収集・民意聴取の制度としての公聴会

判を斥け、アメリカの「国家主権」の重要性を唱えるもの、⑥公民権政策と共産主義の関係を疑うもの、⑦公民権政策を共産主義者による「陰謀」と疑うもの、⑧公民権政策よりも「挙国一致」の重要性を訴えるものに分類される。

これに対し、法案賛成派の証言者の構成は、①公民権団体、②ユダヤ人団体、③労働組合、④学生団体、⑤社会党、⑥南部民主党議員以外の連邦議員、⑦司法長官であり、人種、ジェンダー、階級、政治的イデオロギーなど、偏狭な特殊利害を超えた連合が認められる。その証言内容は、①人種差別の実態を報告するもの、②政府介入の必要性を訴えるもの、③国際社会における「アメリカ民主主義」の「正統性」危機を論ずるもの、④アメリカ国内における「アメリカ民主主義」の「正統性」危機を指摘するものとなっている。

公聴会での証言者の構成および証言内容の概観をまとめると以上ようになる。さて、当時の状況であるが、深刻な人種差別の実態とともに、公民権運動参加者に対する州警察による武力行使や白人暴徒による襲撃がメディアで報道されるなど、アメリカにおける人種差別は国内外を問わず否定できない事実となっていた。それにもかかわらず、法案反対派の証言者は、人種差別の事実を否定し、公民権政策に反対する証言を展開した。だが、J.ハーバースの討議民主主義理論に従うならば、南部白人社会の特殊利害に拘泥する彼らの証言内容は、真理性 (Wahrheit) と公正性 (Richtigkeit) において妥当性要求を満たしえなかった⁽¹⁴⁾。これに対して、法案賛成派は、その証言者の多様性からも窺えるように、黒人の特殊利害を超えて、普遍的に説得力をもちうる議論を展開している。法案賛成派は黒人の「特権的待遇」を主張している、という法案反対派の批判 (下院議員・ルイジアナ州 House of Representatives 1963: 1727) は妥当ではないだろう。

これとの関連で、公民権委員会も懸念していたアメリカ人種問題の「国際的含意」(The President's Committee on Civil Rights 1947: 100-101) にも

言及してみよう。アメリカ人種問題を非難する国際世論は公聴会の証言内容にも反映されており、公民権政策や公民権法案審議に大きな影響を及ぼしたが (Plummer 1996; Layton 2000; Dudziak 2000)、当時の時代状況⁽¹⁵⁾を概観するならば、次のようになろう。第一に、民主主義の名の下に行われた第二次世界大戦の勝利は、「平等、民主主義、人種主義の打破を象徴」しており、世界の指導者たらんとするアメリカは自国の民主化を押し進めざるをえなくなった (Layton 2000: 32)。第二に、世界的な反植民地主義・反人種主義と冷戦イデオロギー対立という新たな時代状況は、アメリカ政府に人種問題の早急な解決を要請した。1950、60年代、アフリカ、アジア、南米地域では新興独立国家が多く誕生しているが、アメリカの国際的指導力と冷戦対立における優位性を守るためには、こうした国々を共産主義から防御し、アメリカが訴える理想の正統性を示さねばならなかった (Layton 2000: 151; Dudziak 2000: 253)。W.ドーソン下院議員 (イリノイ州) の発言は、この点において的を射ている。「もし、アメリカが国際的威信を維持して、同盟国をしっかりとつなぎとめておこうとするならば、アメリカに泥を塗っている人種差別を一掃する努力を急がなければならない」(House of Representatives 1959: 176)。

そして、以上のような時代的潮流は、連邦政府や連邦議会に対する大きな圧力となり、1964年公民権法と1965年投票権法の成立に向けて多大なエネルギーが投入され、積極的な公民権政策が展開されていった。純粹に道徳的観点からではないが、国際的信頼を勝ちとるという外交的配慮、そして、国内の民主的秩序を再建しようという統治戦略から、連邦政府は人種差別撤廃に乗り出さざるをえなかったのである。

1964年公民権法成立を可能にした要因を要約してみると、第一に、偏狭な特殊利害を超えた、被剥奪集団、公民権団体、国際社会の超人種的・超党派的な民主化圧力、第二に、連邦政府や連邦議会の統治戦略、第三に、アメリカ社会と連邦政

府・連邦議会の双方向的な関係となる。1964年公民権法成立は、これらが連動した結果であり、また、それは人種差別撤廃を求める時代的要請を象徴する政治的前進と理解できよう。

9. 最後に

今日に限らず、以前から、アメリカは他国の人権問題を非難する一方、国際社会からの批判を「内政干渉」として斥け、自国の人権問題の解決をたびたび棚上げにするなど、「ダブルスタンダード」「単独行動主義」と批判されてきた。佐伯啓思は、いみじくも「アメリカ民主主義」の理想への絶対的自信とそれに起因する判断停止状態を「文明のニヒリズム」と呼んでいる（2003: 233）。これは、公民権法案審議における法案反対派の証言内容や当時の南部白人社会における言説に当てはまるだろうし、また、今日の状況においても妥当性をもっている。このような態度が、民主主義の硬直化を招いたことは否定できない。

しかし、アメリカの独善性と排他性だけをみるならば、それは一面的かつ静的といわざるをえない。また、1964年公民権法成立を始めとする民主化の歴史的事実を説明できない。逆にいうならば、人種の排除構造の硬直性ととも、利害対立や国際情勢など社会変動の要因をも念頭に置くことによって、アメリカ政治のより動的な様相を読みとれるし、また民主化の諸条件を検討することも可能になろう。

本稿が論じた時代状況から約40年を経ている。しかし、21世紀になっても、「カラーライン」を巡るアメリカの政治は国内外で続いているし、今後も続くことは十分に予想できる。このことから、アメリカ人種問題の歴史的連続性とその乗り越えのための諸条件を考察することに現代的意義を見出せるのではなからうか。

註

(1) リンコンストラクションとは、南北戦争終結後、奴

隷解放と民主化を目指した新しい南部社会における「民主的再建」を意味する。一般に、リコンストラクションは、公民権法が成立した1866年に始まり、1877年の「ヘイズ＝ティルデンの妥協」によって破綻したと理解されている。「ヘイズ＝ティルデンの妥協」とは、共和党大統領候補ヘイズが民主党大統領候補ティルデンと取り交した政治的密約のことで、ヘイズは、南北戦争以降、駐留していた連邦軍を南部諸州から撤退させることを引き換えに大統領の座に就くことに成功した。

- (2) デュボイスのこの言葉は、帝国主義や植民地主義をも含意している。本稿では、これらの問題については議論しないが、Du Bois, 1951, *The Battle for Peace*. は、「アメリカ帝国主義」ともいってよいであろう、今日のアフガニスタン・イラク戦争を考察するうえで示唆に富んでいる。なお、デュボイスは、1909年に公民権団体NAACP(全国有色人種地位向上委員会)の創設に関わった人物である。
- (3) 修正第13条(1865年)は、奴隷制度を法的に廃止した。修正第14条(1868年)は、アメリカ国民の法の下での平等を保障した。修正第15条(1870年)は、人種、肌の色、奴隷身分のいかにかわらず、すべてのアメリカ国民の投票権を保障した。
- (4) また、医師や弁護士を養成する大学はほとんど黒人には開かれていなかった。その結果、黒人人口と黒人医師・弁護士の割合は著しく偏り、司法における保護や医療へのアクセスにおける人種間不均衡を再生産することになった(Kennedy 1990: 89-90)。1960年、ミシシッピ州においては、黒人住民18,500人に対して一人の医師という割合であった(Carmichael and Hamilton 1967=1992: 160)。
- (5) 多くの人種隔離政策支持者が公聴会で証言を行っているが、その際、公民権政策を「非米的」「全体主義的」「共産主義的」「ゲシュタポ」などと形容している(本田2002: 13-14)。
- (6) 識字試験との関連で、祖父条項にも言及しておこう。祖父条項とは、1867年1月1日以前に投票したことがある者、もしくはその子どもおよび孫

は、有権者登録の際の識字試験を免除するものである。実際には、それ以前に投票したことのある黒人は事実上、皆無であったことから、白人申請者のみが祖父条項の恩恵を受けたことになる（本田 1964: 147-148）。

- (7) 公民権委員会は、1946年12月に、トルーマン大統領の行政命令9808号によって創設された。本委員会は、報告書『これらの権利のために』のなかで、「アメリカ国民の公民権保護のために、より適切かつ効果的な手段と手続き」を勧告することを目的とすることを明記し（The President's Committee on Civil Rights 1947: vii）、実際、この後の連邦政府による公民権政策のあり方に決定的な影響力を及ぼしている。しかし、本委員会の活動は、南部民主党議員の反感を買った結果、立法上の成果をもたらさなかった。連邦議会の審議で、彼らは、報告書を「事実に反するもの」「州の問題に連邦政府が介入しようとするもの」として非難している（Loevy 1997: 15）。
- (8) K. フォルクスは、政治社会学を「国家権力と市民社会の間の相互権力関係の学」と定義している（Faulks 2000: 2; また、Stammer 1965: 19-20も参照のこと）。
- (9) フィリバスターとは、上院では発言時間に制限がないことを逆用して、自分が反対する法案を廃案にするために、延々と発言を続ける審議妨害のこと。フィリバスターを終結するためには、3分の2の賛成が必要であった（1975年に5分の3に変更された）。だが、この規則ができた1917年から1964年まで、28回のうち6回しか討論終結は採決されていない。このことは、フィリバスターを終結させるのがいかに困難であることを示している。とりわけ、1964年公民権法案審議の際のフィリバスターは、アメリカ政治史のなかで最も長く、かつ組織的なものであった。しかし、民主党・共和党の超党派連合は、法案成立を求める国内外の圧力の下、フィリバスターを終結させるのに成功した。New York Times, June 11, 1964. を参照のこと。
- (10) しかし、NAACP(全国黒人向上協会)の指導者で

あったC. ミッチェルによれば、1963年の時点で、「その事件で逮捕・起訴されたものはいなかった」（House of Representatives 1963: 1267）。

- (11) 文脈は異なるが、宮島 喬は、高等教育への進学を諦らめてしまう労働者階級出身の子弟の態度を「自己限定」、「自己抑制」、「選択の放棄」といった語を用いて説明する。「この心理的要素は、純粋に個人的な主観ではなく〈中略〉ハビトゥスのものに相当する。なかば無意識のなかで所与の日常の環境世界のなかでまなびとり、身につけていく主観的な態度といたらよいだろうか」（宮島 1994: 54-55）。
- (12) 「カースト」という語は、通常、インド・カースト制度における階層制度を指し、宗教的含意をもつ。本来、アメリカの人種の序列とは関係ない。だが、デュボイスら多くの論者は、アメリカ人種差別を「カースト」と言及する。公民権委員会の報告書『これらの権利を守るために』も、「カースト的地位」という語を用いて、人種隔離が黒人にとっていかに非民主的なものであるかを説明している（The President's Committee on Civil Rights 1947: 82）。また、ケネディ大統領は、「第二の奴隷解放宣言」とも呼ばれる1963年6月11日のテレビ演説のなかで、「アメリカは黒人を除けば自由な国だ、黒人を除けば二級市民が存在しない国だ、黒人との関連性を除けば階級・カーストシステム・貧民街・優越人種は存在しない、と世界に向かっていえるだろうか、そして、更に重要なことだが、これをアメリカ国民にいえるだろうか」（強調は筆者による）と述べ、人種の「カースト」の早急な解決をアメリカ国民に強く訴えている。
- (13) 以下の分析は、公聴会資料（House of Representatives 1963）に基づいている。詳細な議論については、本田 2003を参照のこと。
- (14) ハーバーマスは、真理性については、「述べられた言明は真である（いいかえれば、述べられた命題の内容の存在条件が事実上満たされていること）」、公正性については、「言語行為が妥当する規範的文脈との関連において正統である（ある

いは、言語行為が満たすべき規範的文脈それ自身が正統であること)」と述べている (Habermas 1981=1987: 150)。これらは、客観的世界と社会的世界にそれぞれ対応するが、それぞれの妥当性要求は、「根拠」の提示と「よりよい論証の力 (Kraft des besseren Argumentation)」によって満たされることになる (Habermas 1995: 130, 144, 161)。

- (15) ただし、アメリカを中心に運営されていた国連は、1960年に至るまで、個別の人権問題への介入には消極的であったことも指摘しておこう (Forsythe 1991: 61)。

引用文献

- Aptheker, Harbert, 1971, *Afro American History: The Modern Era*, Citadel Press Book.
- Carmichael, Stokely and Charles V. Hamilton, 1967= 1992, *Black Power: The Politics of Liberation*, Vintage.
- Dahl, Robert, 1971, *Polyarchy: Participation and Opposition*, Yale University Press.
- Du Bois, W.E.B., 1945, *Color and Democracy*, Kraus-Thomson.
- Du Bois, W.E.B., 1946, *The World and Africa*, International Publishers.
- Du Bois, W.E.B., 1952, *In Battle for Peace*, Masses and Mainstream.
- Dudziak, Mary L., 2000, *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy*, Princeton University Press.
- Faulks, Keith, 2000, *Political Sociology: A Critical Introduction*, New York University Press.
- Forsythe, David P., 1991, *The Internationalization of Human Rights*, Lexington Books.
- Gramsci, Antonio, 1971, *Selections from the Prison Notebooks*, Lawrence and Wishart.
- Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd.2, Suhrkamp. (= 1987, 丸山高司 他 訳『コミュニケーションの行為の理論 (下)』未来社.)
- Habermas, Jürgen, 1995, *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp.
- Hacker, Andrew, 1995, *Two Nations: Black and White, Separate, Hostile, Unequal*, Ballantine Books.
- 本田量久, 2000, 「アメリカ政治における〈公聴会〉の機能」『社会学研究科論集』(立教大学大学院)7: 45-56.
- 本田量久, 2001, 「1950、60年代のアメリカ黒人問題と多元統治: R. ダールの民主主義理論への批判的考察」『社会学史研究』(日本社会学史学会) 第23号, pp.121-132.
- 本田量久, 2002, 「アメリカ連邦議会の構造的保守性: 南部民主党議員と1950、60年代の公民権法案審議」『社会学研究科年報』(立教大学大学院) 第9号, pp.8-20.
- 本田量久, 2003, 「1950、60年代のアメリカ人種問題と討議民主主義: 連邦議会公聴会とその民主化機能の政治社会学的分析を通じて」(立教大学大学院: 博士論文).
- 本田創造, 1964, 『アメリカ黒人の歴史』岩波新書.
- Kennedy, Stetson, 1990, *Jim Crow Guide: The Way It was*, Florida Atlantic University Press.
- Layton, Azza Salama, 2000, *International Politics and Civil Rights Policies in the United States, 1941-1960*, Cambridge University Press.
- 上坂 昇, 1994, 『キング牧師とマルコムX』講談社現代新書.
- Litwack, Leon F., 1999, *Trouble in Mind: Black Southerners in the Age of Jim Crow*, Vintage.
- Loevy, Robert D., 1997, "Introduction: The Background and Setting of the Civil Rights Act of 1964," in Robert D. Loevy (ed.), *The Civil Rights Act of 1964: The Passage of the Law That Ended Racial Segregation*, Suny, 1-48.
- Lusane, Clarence, 1996, *No Easy Victories: Black Americans and the Vote*, Franklin Watts.

- Miles, Robert, 1989, *Racism*, Routledge.
- 宮島 喬, 1994, 『文化的再生産の社会学——ブル
デュー理論からの展開』藤原書店.
- Myrdal, Gunnar, 1944=1962, *An American Dilemma:
The Negro Problem and Modern Democracy*,
Harper & Row.
- Plummer, Brebda Gayle, 1996, *Rising Wind: Black
Americans and U.S. Foreign Affairs, 1935-1960*,
The University of North Carolina Press.
- Poussaint, Alvin F., 1967, "A Negro Psychiatrist
Explains the Negro Psyche," in August Meier,
John Bracey, Jr., and Elliot Rudwick (eds.),
1991, *Black Protest in the Sixties*, Markus
Wiener Publishing, 129-138.
- Rasmussen, R. Kent, 1997, *Farewell to Jim Crow:
The Rise and Fall of Segregation in America*, Facts
on File.
- 佐伯啓思, 2003, 『新〈帝国〉アメリカを解剖する』
ちくま新書.
- Sitkoff, Harvard, 1993, *The Struggle for Black
Equality 1954-1992*, Hill and Wang.
- Stammer, Otto, 1965, *Politische Soziologie und
Demokratieforschung*, Duncker & Humblot.
- Swain, Carol M., *Black Faces, Black Interests: The
Representation of African Americans in Congress*,
Harvard University Press.
- Weber, Max, 1921=1976, *Wirtschaft und Gesellschaft*,
5. Aufl, J.C.B.Mohr.
- Wilson, William J., 1987, *The Truly Disadvantaged:
The Inner City, the Underclass, and Public Policy*,
the University of Chicago Press.
- Woodward, C. Vann, 1974, *The Strange Career of
Jim Crow*, Oxford University Press.
- Wright, Richard, 1956, *The Color Curtain: A Report
on the Bandung Conference*, University Press of
Mississippi.

国連への請願書

The Civil Rights Congress, 1951, *We Charge Genocide:*

*The Historic Petition to the United Nations for
Relief from a Crime of the United States against the
Negro People.*

新聞

New York Times

公官庁資料

U.S. House of Representatives Hearings before
Subcommittee No.5 of the Committee on the
Judiciary, 1959, *Civil Rights*, U.S. Government
Printing Office.

U.S. House of Representatives Hearings before
Subcommittee No.5 of the Committee on the
Judiciary, 1963, *Civil Rights*, U.S. Government
Printing Office.

The President's Committee on Civil Rights, 1947,
To Secure These Rights, U.S. Government Printing
Office.